

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号： ★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.8からV2.9の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2014
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.6
 ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日)：

(b) 申請区分(新規、修正、破棄)：

(c) 申請者

団体名： ★識別キー項目1
 団体のURL： (識別キー項目4つで
 APPLIC会員番号： ユニークになるように
 申請者が指定する)

(d) 製品情報

代表製品名： ★識別キー項目2

製品説明のURL：

複数製品で構成する場合追記：

複数製品で構成する場合追記：

複数製品で構成する場合追記：

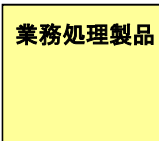
製品識別情報(バージョン等)： ★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日)：

対応OS：

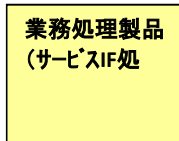
製品の形態((0)型から(4)型)：

全て同一提供者
(業務処理型)



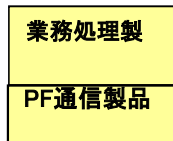
(0)型

全て同一提供者
(PF通信内部実装型)



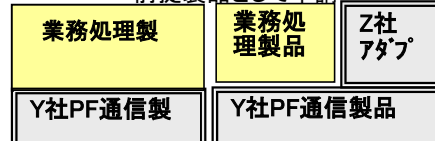
(1)型

全て同一提供者
(製品分離型)



(2)型

Y社、Z社の製品を
前提製品として申請



(3)型

(4)型

前提となるPF通信製品

前提PF通信製品名： ※1

前提PF通信製品名： ※1

前提のアダプタ製品名： ※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。

※2 (4)型の場合、自治体業務アプリケーションユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

【付録2.1】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト:「業務ユニット」

(3)PF準拠確認対象自治体業務アプリケーションユニットの申請リスト		★識別キー項目4
今回の準拠登録申請の対象自治体業務アプリケーションユニットのみに○をつける↓		
番号	自治体業務アプリケーションユニット名	準拠確認対象
1	住民基本台帳	○
2	印鑑登録	○
欠番	外国人登録	
4	選挙人名簿管理	○
5	固定資産税	○
6	個人住民税	○
7	法人住民税	○
8	軽自動車税	○
9	収滞納管理	○
10	国民健康保険	○
11	国民年金	○
12	障害者福祉	○
13	後期高齢者医療	○
14	介護保険	○
15	児童手当	○
16	生活保護	○
17	乳幼児医療	○
18	ひとり親医療	○
19	健康管理	
20	就学	○
21	戸籍	
欠番	子ども手当	
23	児童扶養手当	○
30	住登外管理	○
50	財務会計	○
51	庶務事務	
52	人事給与	
53	文書管理	

備考欄(前提条件や制限事項)

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号： K000571-0042 ★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.8からV2.9の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2014
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.6
 ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名： 株式会社RKKコンピューターサービス ★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名： 総合行政システム ★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等)： 2014年度版 ★識別キー項目3

(3) PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎：対応、○：制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC確認欄
2	印鑑登録	印鑑の登録・廃止・印鑑証明の発行等を行う。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の【業務1-4,7,8,9(2印鑑登録)業務1-13】を参照)		◎	○
2-1	印鑑登録ユニットが提供する機能を持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、業務標準仕様の機能一覧で定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照)	必須	◎	
2-2	印鑑登録ユニットのデータ項目を持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側自治体業務アプリケーションユニットに対し、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインタフェース仕様(ユニット)、【業務1-8】のデータ一覧を参照)	必須	◎	
2-3	印鑑登録ユニットのインタフェースを持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、標準仕様のインタフェース一覧で規定されている、自治体業務アプリケーションユニットのSOAPのサービス呼び出しの応答インタフェースを持つこと。 インタフェース番号2-1: 識別番号⇒印鑑登録情報 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-9】のインタフェース一覧を参照) なお、上記インタフェースについて、標準仕様のWSDL定義に従うこと。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-11】のWSDL定義を参照)	必須	◎	
2-4	コード辞書に対応	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側の自治体業務アプリケーションユニットとのデータ連携時(SOAP)に、標準仕様のコード辞書に定義された値に変換できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-13】のコード辞書を参照)	必須	◎	
2-5	PF通信機能を持つ	①自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと。 ②自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダの処理ができること。 ③自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス同期型レスポンス」のPF通信を行えること。	必須	◎	

備考欄(前提条件や制限事項)

【付録2.1】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト：「業務ユニット」

(3)PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)					
◎:対応、○:制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり)↓					
番号	要件	準拠ルール	必須/ 選択	製品・ システム 確認	APPLIC 確認欄